

○小松敏伸副市長　先ほどの企画調整課長と同じような答弁になるかと思いますが、随意契約をする場合は、何点か条件がございます。第1号が金額が少ないときは無条件で、無条件というか別に理由は要らないよと、それは例えば条例で決めますよと、その金額は。具体的には実際には地方自治法の規則か何かで市町村の場合とか町村の場合、市の場合、県の場合とかいうて決められておりますけれども、市の場合、安芸市の場合は例えば工事ですと130万円以下の場合には理由は関係なく随意契約することができますよと。今回言ってますのは第2号、性質、金額競争には適しないよという性質で随意契約にすることができますよという規定を使っておりますので、こちらのほうは金額の規定はございません。ということでございます。

○尾原進一議長　もう時間が来ちゅうがね。

○7 番（宇田卓志議員）　もう続いてですから仕方ありません。

ここに随意契約、技術提案方式の場合って随意契約載ってますよ。だから随意契約が130万円最低、だから2億8,350万円の契約したけりゃここを改定せなできんでしょう。以上です。

○尾原進一議長　答弁は要りませんか。

○7 番（宇田卓志議員）　答弁してくれるがやったらしてください。

○尾原進一議長　必要ないなら。

○7 番（宇田卓志議員）　時間や言うきに。

○尾原進一議長　副市長。

○小松敏伸副市長　先ほどと同じですけれども、もう一度言います。工事ですと130万円以下の場合には理由を問いません。お金が少ないということで130万円以下は随意契約することができます。これは第1号、施行令第167条の2の第1項の第1号、これは条例で定める金額以下のときは随意契約することができますよという規定です。第2号、これは性質によって金額競争やなしにそういう性質によって入札に適しないよというのは金額関係ないですね。だから議員の言われる金額というのは第1号に規定した場合

○7 番（宇田卓志議員）　第1号も第2号もここにあります。これは随意契約のできる場合として定義されちゅう。

○小松敏伸副市長　随意契約には何種類か種類がございますので、金額は第1号だけでございます。以上です。

○尾原進一議長　以上で、7番宇田卓志議員の一般質問は終結いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩　午後3時15分

再開　午後3時19分

○尾原進一議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

6番　山下裕議員。

○6 番（山下 裕議員）　通告により一般質問を行います。

1点目に火葬場建設について。2点目に公民館事業について伺います。1、火葬場建設について

て、(1) 市長の公約について伺います。①西浜の建設予定地につきましては、裁判の判決がいつ出るかわからないということで、係争中の西浜以外の6カ所の中で適地を検討し、25年度中に候補地を決定するというのが公約だったと思いますが、伺います。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 そのとおりでございます。ただ、1つお断りしておきます。係争中の西浜という表現を私は使ってきました。それは西浜に2つ、現火葬場と裁判中の西浜があるので、そういう分類の仕方の説明をしてきましたのでそこだけ先にお伝えしておきます。以上です。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) ②市長は市民との対話重視を公約にして、火葬場についても市民の意見を重要視してから決めなければならないと言ってきた。ところが、その火葬場については、昨年6月の地元住民説明会開催の前に市長は既に造成費等の予算を計上していましたが、説明会の席上、一言の言及もありませんでした。7月には伊尾木地区住民370人余りを含む、620人余りから出された反対陳情に対する市の正式回答がないまま、また、一昨年の12月議会での議員の「候補地を決定し公表することは地元はその話をし、一応の理解があって公表する、その認識でよいのか。」との質問に対して市長は、「いきなりここに決めましたということにはならない。」と答弁しているにもかかわらず、昨年12月の市民説明会の席上での突然の黒瀬谷に決定したとの公表、さらには昨年12月議会の挨拶で「反対されている方には引き続き理解を求めていく」と明言したにもかかわらず、地元には何の説明もないままでの今議会への造成工事費、施設建設費の計上など、これまでの一連のやり方は公約に沿っていると考えているか伺います。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 お答えいたします。

まず、理解を求めていくということにつきましては、昨年5月からでしたか、地元へ直接出向きいろいろ説明をさせていただきましたし、最終的には環境課職員が伊尾木地区全世帯を御訪問しまして、私もできる限り臨んで訪問をいたしまして、その結果は12月議会でも説明をさせていただきましたとおりでございます。

それと造成につきましては、本議会でも説明をさせていただきましたが、有利な過疎債が補正の枠でありましたので、それをとりあえず確保ということで、今回計上させていただきました。

地元への、反対している方への説明につきましては、まだ実施設計といえますか、まだ形ができておりません。現在ボーリング調査をやって、実施設計に取りかかっているところですが、説明をする中で形というものが全く見えないもので、一定計画としては実施設計が整う前に皆さんにわかるような形でパース図とか一定の形が整いましたら地元へは説明に行く段取りでは進めておりました。まだ全く形もできていないのが現状でございます。以上です。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) その設計のことを次にお聞きしようかと思ってましたので続けてお伺いします。火葬場の用地造成工事、施設設計工事は着工するまでには設計施工をもとにその工

事概要、工期などを議会はもとより、何よりも地元住民にはきちんと説明し理解を求めるべきと考えるが、そのつもりはあるのか。きちんと説明責任を果たすことが市長の言う市民との対話重視の公約につながるのではないのか。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 おっしゃるとおりです。その予定で取り組んでおります。以上です。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) 関連した質問になりますが、平成27年度に繰り越した施設設計工事の設計委託費の委託期間、つまりいつ設計書が完成するのか伺います。

○尾原進一議長 環境課長。

○山崎孝志環境課長 お答えします。

めどとしましては、大体6月ごろをめどとしております。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) 設計業務は平成27年度へ繰り越し、設計書完成は6月、建設工事は8月着工予定、そんな中で喫緊の課題とされている火葬場について、その工事概要など、議会はもとより地元住民にも何の説明もせず、理解を求めることもないまま概算と思われる工事費を当初予算に計上する。何でそんなに前のめりになるのか、市長にその理由を伺います。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 先ほども申しましたが、造成費につきましても平成26年度、今年度に有利な起債の枠、過疎債が枠がありましたので、それへ乗るために計上させていただきました。それで繰り越して事業をやります。建設費につきましても、同じく27年度分の有利な起債、過疎債がありますので、その枠を確保するという上で当初から計上したものです。これが、例えば年度途中でしたらその枠があるのかどうかもわかりませんので、最終的に造成の場合は最後の年度末になって、こういう若干枠があったということで計上させていただきましたが、建設費につきましては、金額が事業費がかなり大きいので当初へ載せさせていただきました。以上です。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) だからといって行政の説明責任が免れるとか、市民との対話重視の公約をないがしろにしてよいというものではないと思いますが、市長、いかがですか。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 ないがしろという言葉が出ましたが、今まで議会でも説明会でも述べさせていただきましたが、対応をしてきたというふうに自分では思っております。以上です。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) 続きまして(2)当初予定地の西浜造成費について伺います。安芸町内で伊尾木火葬場建設反対ののぼり旗が立ち、伊尾木への火葬場建設反対という民意の声も広がってきています。その要因として、建設場所も含めて公金の無駄遣いが取り沙汰されています。

①として、西浜の7,200万円は国からの臨時交付金だと思いますが、火葬場は火葬場を建設でき

なくなると幾らかの返還が生じると聞いているが、それは幾らか。また、そうならないような対策は考えているのか伺います。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 お答えいたします。

おっしゃるように西浜の火葬場の財源としましては、地域活性化きめ細かな臨時交付金を充当しておりますが、その返還についてはまだ県と協議をしております、返還とかいう話にはなってございません。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 先ほど企画調整課長が御答弁いただきましたが、当然西浜の用地につきましては有効活用しなければならないということで検討していかなければならないというふうに考えております。以上です。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) どういうことを検討しているのか、具体的にお聞きしたいと思いますが。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 有効活用につきましては、さまざまと言うほどではないですが、幾つかのパターンがありますが、現時点ではちょっと控えさせていただきます。特に隠してるとか、ないとかいうことではなくて控えさせていただきたいと思います。以上です。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) このことについて県と事前協議をしているということですが、その内容についてお聞きしたいですけど。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 当然火葬場建設でこの交付金を充ててございますので、それが今、係争中ということでまだ結論が出んと。そういう状況の中でまだ跡地利用とか、そういうことも含めまして返還等につきましても検討してございます。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) 市長は市が勝訴しても西浜ではやらないと言っているのだから、裁判は関係ないことになる。ということは、現時点でも用途変更は認められなければ返還対象になっているということですか。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 ちょっと先ほどからの答弁を補足しながら御説明したいと思います。用途変更は何点か、ある一定の条件のもとでは認められておりますので、それを跡へつくるというようなことを行けば返還の必要もなくなっております。現在、そういうものをつくるべきなのか、それとももっと違うことをやるべきなのか、いろいろ具体的には検討しておりますけれども、ちょっと交渉事もございますので、先ほど市長が答弁しましたように現時点ではちょっと具体的な

内容を御答弁できないということがございます。現実的にはいろんな、戻さなくてもいいパターンも示されております。以上です。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) この造成予定地に何か箱物を置くとか、そういうことになるとうたまた余計な税金、市民から集めた税金が使われるようになります。そういうことをもうちょっと検討していただいて、税金の無駄遣い、そういうのをもう少し考えていただきたいと思います。

(3) 黒瀬谷用地造成費についてお伺いします。①黒瀬谷の造成費は4,300万円から6,000万円にということで、地元の説明して回っていますが、一挙に1億円に上がったことについての説明を伺います。

○尾原進一議長 環境課長。

○山崎孝志環境課長 お答えします。

さきに議会や地元説明会で説明しました黒瀬谷の造成案につきましては、盛り土を約1万立方メートルを必要とした造成で、擁壁につきましても盛り土部分だけを見ておりました。これからの造成計画につきましては、切り土部分に建築すれば建物が安定しますので、切り土が中心となってきます。切り土がふえることによって残土処理の費用もふえます。また、盛り土部分への擁壁に加え、敷地面積をできるだけ確保するために切り土部分への擁壁も追加したことにより工事費が高くなっております。以上です。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) 伊尾木の住民はそういうことは理解全くできていません。4,300万円や6,000万円が何で1億円に上がったかという声だけしか出ていません。そういう説明もされておられません。黒瀬谷の建設造成費約1億円は既に使っている西浜の造成費7,200万円を無駄にして、新たに市民から徴収した税金を使うということになります、どう考えますか。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 先ほども答弁いたしましたように、西浜につきましては議員御指摘のようなことがないように有効に使うことを計画しております。したがって、そういう危惧がないような振興を進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) 私が言うのは西浜であれば7,200万円で造成ができてます。それ以外に1億円使って、かけて、また造成を使うという意味なわけです、を聞いているわけです。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 先ほど来、答弁しておりますけれども、確かにそれはそうですけれども、その7,200万円を使う価値のある、いざれしなければならない、例えばものをそこへ使えばそういうことはなくなるというふうに考えておりますので、そういうふうになれるのかどうか、先ほどから答弁してますように、現時点ではちょっと具体的なことを今出すわけにいきませんので、御理解をください。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) 住民重視と市長はよく言われますけど、常に後出し後出しと思われ
ます。だから今言うように4,300万円から6,000万円が1億円になった。それはこうこうでこう
いう理由です。それはここだけの話です。市民は全くわかってないと思います。その1億円も聞
くところ過疎債といういわば国からの借入金であり、安芸市が当然国に返還しなければいけない、
いわゆる借金ですよ。その過疎債の返還期間と実際の返還金額を伺います。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 過疎債は事業費に100%充当できまして、そのうち70%が交付税で
措置されます。返還期間は3年据え置き12年償還でございます。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 先ほど企画調整課長が答弁しましたように、7割の補助とさせていただい
ければいいわけですが、実際に借り入れる金額とかその辺がまだはっきりしておりませんの
で、具体的に返還額、ざっくり言いますと1億円借れば3,000万円戻したらえいということす
ので、3,000万円を12で割ると100万円弱、そんなようにざっくりとは出ると思いますけれども、
事業費が5億円でしたかね、それで逆算していただければ。ちょっと計算ができませんので。そ
ういうことで御理解いただければと思います。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) この返還する残り30%、約3,000万円とおっしゃいましたが、この
財源は何か伺います。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 財源は一般財源になります。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) それもやはり市税ではないですか。これからの将来を担う、自分た
ちの子供や孫にまでその負担を負わすようになるわけです。市民が汗水流して働いて納めている
税金を行政は湯水のように簡単に使う。そういうことを市民は全く知らされておりません。これ
らの事柄は市長が開会の挨拶で言われました対話による信頼関係の構築、温かみのある持続可能
な行財政運営、市民の思いや力を結集の基本姿勢と本当に言えるでしょうか。市長、伺います。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 お答えします。

自治体がソフトも含めてハードの事業をする場合は、有利な補助金なり、先ほどから言ってま
す過疎債なりを探してきて、できるだけ市の持ち出しが少ないような方策を全国とっております。
火葬場だけでいえば、新たに先ほど副市長が言いました3,000万円、造成費だけで3,000万円を
出さないのか、極端な言い方ですが、つくらないのかつくるのかというところまで来るかもわか
りませんが、その持ち出しの3,000万円というのは市民の方が火葬場ができることによってどう
いうふうな利便性といいますか、そういう住民福祉の役に立つかというところも1つの判断のこ

とになろうかと思ひますし、西浜につきましても上物の建設につきましては同じような形での過疎債を使うことに、ほとんどの建物がそういう形での事業費の出し方になっておりますので、そこは御理解お願いしたいと思います。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) (4)の西浜裁判についてお伺いします。①さきにも申しましたが、市長の公約は係争中なのでいつになるかわからないということから、200メートル以内の住民の同意が必要だとなりました。当時、県条例であった経営許可権の県との事前協議において、県からの同意をもらえとの指示があったのか、同意が本当に必要なのか、それはどこに書かれているか伺います。

○尾原進一議長 環境課長。

○山崎孝志環境課長 お答えします。

安芸市墓地埋葬等に関する条例では、「墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、当該墓地等の区域及びその周辺の地域の状況により、当該墓地等の設置が公衆衛生その他公共の福祉に反しないと認められるときは、この限りでない。」と規定されております。その基準の中で、人家の敷地からおおむね200メートル以上離れた場所であることと規定されております。条例上では200メートル圏内の住民の方の同意が必要とする規定はありませんが、西浜のこれまでの経緯から200メートル圏内の多くの住民の方の同意がなければ議会の理解も得られませし、事業も進まないと考えております。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) それでは、その同意を得るのにどういう努力をしたのか伺います。

○尾原進一議長 環境課長。

○山崎孝志環境課長 お答えします。

当時、私は実際担当ではなかったもので、これは聞いた話ですが、反対の署名をされた方の世帯を回って御意見をお聞きしたいということ、事業の必要性を説明させてもらったということは聞いております。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) ②として、この墓地埋葬法に基づく条例での距離規定については、私なりに調べた範囲では昭和35年に建設省が卸売市場、ごみ焼却場等を都市計画決定する際の計画基準の通達を出しており、この中で火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場について距離規定を設けていることから、これに従って各都道府県が条例に距離規定を設けたものと考えられます。この建設省の通達の中で、卸売市場、屠畜場、火葬場、汚物処理場及びごみ焼却場の施設の配置については総合的に勘案することとし、この場合汚物処理場とごみ焼却場は併置または隣接させてもよいが、その他の施設相互の併置または隣接は避けることを明確に示しております。現在、この通達は平成12年地方分権一括法に地方の自主的な判断を広げ、廃止され、通達の内容は市町村の判断とされておりますが、日本人の故人に対する儀式及び先祖を大切にする宗教感情からこの

通達にあるようにごみ処理施設との一体化、併存は避けるべきであると考えます。

山陽小野田市では火葬場を検討するに際し、市内の全校区単位で開催した市政説明会での席上で、この建設省の通達を明らかにしながら市民の判断を求めています。山陽小野田市の新火葬場建設基本方針提言書というのを入手しましたので、ちょっとこの内容を紹介させていただきます。平成 25 年 12 月に市のほうに提出しております。火葬場建設基本方針検討委員会というのを立ち上げたそうです。内容を一部紹介しますが、まず初めに 7 月から 9 月にかけて市内 12 カ所で市政説明会を開催、市民に丁寧かつわかりやすく説明されたとの報告。10 月に有識者 2 名、市民代表 9 名及び公募市民 2 名の 13 人で新火葬場検討委員会を設置、さらに 11 月には市政説明会で要望のあった新火葬場建設に関する市民アンケートが市民 2,000 人を対象として実施された。

委員会の提言のまとめに、「市長におかれましては本提言の趣旨を十分に尊重され、新火葬場に関する市の基本方針を決定されるよう要望する。」。そして委員の意見として、「火葬場の立地は市民感情に配慮する必要がある。現在のまちづくりの考え方は、住民の意見の尊重である。」。ほかにも「墓地などの新設や変更に係る許可の基準となる敷地境界から 220 メートルの範囲には住宅 9 軒と 6 事業所があり、西側 250 メートル付近には住宅が集合しているため敷地範囲は高木植栽し、斎場が見えないよう配慮、住民理解の必要も」というようなことも書かれております。この建設予定地は安芸市の西浜予定地と条件がよく似ているのではないかと思います。終わりにとして、「新火葬場の建設に当たっては、事業内容や事業費などをしっかりと精査し、次代への負担軽減を図るとともに環境対策や合意形成などを十分に行って、火葬場が地域と共存し市民に親しまれる施設となるよう強く要望するものである。」として締めくくっております。なお、翌年 1 月にはパブリックコメントも実施しており、こういう事柄は全て公表されています。

これが市民を重視し、市民と行政との対話による信頼関係の構築と言えるのではないのでしょうか。残念ながら安芸市の場合、まず黒瀬谷ありきの判断に立って、限られた情報のみを提供し、限られた範囲の中でその是非を委ねてきています。黒瀬谷で計画している場所は最終処分場に隣接し、ごみ処理施設に近接しておりますが、こうした点について市民に情報を提供し、その判断を火葬場建設の位置決定に参考としていく。その声に沿って計画を進めていくべきではなかったか、見解を伺います。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 まず、昭和 35 年の当時の建設省から出されました計画標準につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおりでございますが、それへ昭和 35 年ということですので、現状におきましてはかなり社会情勢が変化してきておりますので、各自治体では現状を踏まえた上で、先ほど議員がおっしゃられましたが適地の選定を行うことが必要であるというふうに記述をされておきまして、先ほど卸売市場とかごみ焼却場、汚物処理場という言葉が出ましたが、その下段に地形的に人目に触れにくい場所、山陰、谷間等を選ぶことという、これも明記されております。また当時は、市街地及び将来の市街地予想区域ですね、ここから 500 メートル以上離れた場所を選ぶことということも記載をされておりますので、昭和 35 年当時ですのでこれを参考にするのは

今の時代にはあまりそぐうてないかなというふうに思います。

山陽小野田市は検討委員会を設置して、そういうことを検討されているということでございますが、安芸市の場合は御存じやと思いますが、平成12年前後ぐらいからずっと火葬場へ取り組んできた経過があります。その中で現在係争中の西浜の関係もありまして、かなり市民の方も注目をされております。そういう中で昨年いろんな、全国、四国の火葬場の状況なんかもチラシの中でお知らせをいたしましたし、安芸市の場合は対象地区全世帯へお伺いをして意見を伺っておりますので、これ以上のまた検討委員会を設置して新たにということではなく、やはり地元全世帯回らせていただきましたので、その住民の方の意見を尊重しながら取り組んでいかなければならないというふうに思っております。御理解をお願いいたします。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) 平成15年3月31日発行の新・都市計画マニュアルⅡには、火葬場の候補地の選定及び施設設計の検討について、次のとおり記載されています。候補地の選定に当たっては、風致地区内、景勝地内等は避けることが望ましい。なお、従来地形的に人目に触れにくい場所、市長が今おっしゃった山陰、谷間等を選定することが多かったが、近年の技術的改良により市街地の中に設置する事例も出てきているということを掲載されています。

③に入ります。平成25年9月議会の市長の答弁に「判決時期がいつになるか全くわかりません。それをずっと候補地として置いておくわけにはいかないと考えております。判決時期が確定できるのであれば、当然それも加味しなければいけないことがあるかも知れませんが、それはもう時期がわかりませんので。」と答弁していますが、3月27日は判決結果が出ると思われませんが、当然加味しなければいけないのではないのでしょうか。伺います。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 お答えいたします。

議員が先ほど指摘されましたように、25年の9月議会でご言っております。私も確認しながらちょっとそこを読ませていただきますが、「判決時期が確定できるのであれば当然それも加味しなければならないことがあるかも知れませんが、それはもう時期がわかりませんので。」その後段お持ちと思いますが、後段で「今回の私の選挙の公約の1つであります火葬場の件につきましては、係争中の予定地以外ということで、私はそれを公約として挙げておりますので、係争中の候補地は除きます。」ということを私は答弁させていただいてると思います。

昨年の12月に新火葬場建設場所を黒瀬谷に決定しましたことを市民の皆様、議会に報告をさせていただきました。既に用地の造成、測量設計、地質調査、建物の実施設計等を発注いたしまして、新火葬場の早期の完成に向け、取り組みを行っているところでございます。そして今議会におきましても造成工事の補正予算につきまして、議員の皆様にご可決をいただいております。したがって、黒瀬谷での新火葬場の早期共用に向け引き続き取り組んでまいりますので御理解をお願いをしたいと思います。以上です。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6 番（山下 裕議員） ④として地方自治法第2条に「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」となっている。信義則に反するやり方や小手先でごまかす適当な説明等、信義則（信義誠実の義務）に反する行為は、権利の乱用とも言え、そちらのほうが一般的には違法と言えるのではないのでしょうか。地方自治法第2条と信義則について、市長の考えを伺います。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 お答えします。

まず、最少経費で最大の効果を挙げなければならないということで、地方自治法の第2条の関係ですが、質疑のときに環境課長がお答えをいたしました。総工事費は黒瀬谷が西浜よりも安くなるというふうに見込んでおります。また、黒瀬谷に決定しました経緯につきましても数カ所の候補地から用地取得の必要性、用地取得が可能か、造成費、アクセス道、水道そして人家から200メートル以上離れていることや景観等を判断基準に詳細な調査、確認作業をした結果、安芸市内で建設可能な場所が黒瀬谷しか見出せませんでした。これらの選定の結果も踏まえ、市民の皆さんの多くが早期に新火葬場の建設を望まれておりますことから、最少の経費で最大の効果を挙げられるというふうに思っております。

そして、信義則に反するのではということにつきましては、民法に規定されております信義誠実の原則でございますが、これに反するかどうかというのは私個人といたしましては法律の専門家ではございませんので明確なお答えはできませんが、最終処分場、メルトセンター等の生活関連施設の受け入れをお願いしてきた伊尾木地区の住民の方との長い経緯は私も重々承知をしております。黒瀬谷に決定いたしました理由につきましては、これまで伊尾木地区で2回の説明会を行い、御理解をお願いいたしました。また、これも先ほど言わせていただきましたが、説明会へ来られない方もいらっしゃいましたので伊尾木地区の全世帯を訪問し、御意見をお聞きしたところ、70%以上の方が黒瀬谷への建設を賛成、容認の御意見をいただきましたことから黒瀬谷に決定をさせていただきました。以上でございます。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6 番（山下 裕議員） 市長が先ほど言われました伊尾木の住民を戸別訪問したということですが、今もし4,300万円から6,000万円が1億円になったという話で戸別訪問すると、その70%の賛同が得られると思いますか。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 お答えいたします。

4,300から6,000万円が9,000ですかね。これは今の時点では係争中の西浜の土地につきましても、それから黒瀬谷への新火葬場のパース図等もできておりませんので、今の時点でこう説明ということには至らないのではないかと。一定の形が見えてこない。それから市税も3割負担でこれから使っていきますので、それは市民全員からもそういう多額な負担をお願いするわけですので、その理解も当然求めていかないかんというふうには思っております。ただ、その時期

というのは今の時点ではないというふうに判断をしております。以上です。

○尾原進一議長　　6番　山下裕議員。

○6　番（山下　裕議員）　この造成費の予定、約1億円というのも見込みということで、まだこれ以上になる可能性もあるわけです。でき上がってこんだけ使ったではもう私どもはだまされたといしか言いようがないです。3月27日の裁判で違法でないとの判決がおりれば、1億円という黒瀬谷への造成費を使わずに西浜の7,200万円も無駄にしないための交渉が持てるのではないですか。無駄な市税を使わないよう、あと10日なぜ待てないのですか。

○尾原進一議長　　副市長。

○小松敏伸副市長　　その件につきましては、過去にも何度か御答弁を申し上げたと思いますけれども、今回の今現在の係争中の裁判につきましては公金を返せという訴訟でございます。これがどちらに転んでも全く僕は関係ないというふうに考えております。なぜかといいますと、仮に西浜でやるとなると200メートル以内の住民から必ずと言っていいほど、本来の姿の、火葬場の建設差しどめの訴訟が提起される可能性が大いにあるかと思えます。それが出たら多分何年もまたとまってしまう。こちらのほうは訴訟、どっちへ転ぶか非常に微妙かなというふうには感じております。したがって、現在の訴訟がどっちに転んでも本来の火葬場をとめるという裁判、今の裁判は火葬場をとめるという裁判ではございません、お金を返せという裁判です、本来の火葬場をとめるという裁判が起こされたら何年もかかりますよ。そういう判断から係争中という言葉は市長は使いましたが、前の候補地の係争中の火葬場、西浜はなかなか現実的には厳しいのではないかと。したがって、同意の話も出ましたが、100%同意が得られれば裁判にはならないので、同意が得られればできますけれどもなかなか現実的には難しいですから、ちょっと西浜で再開するというのは不可能に近い話になるのではないかとというふうに考えております。以上です。

○尾原進一議長　　6番　山下裕議員。

○6　番（山下　裕議員）　何度も聞いておりますので、言われることはわかりますが、先ほども申しました同意を得るための努力というのは見えていません。現在の執行部になって。もう頭からするつもりがないのです。先ほど言いました山陽小野田市の場合も、住民の理解を得るためにこの委員会が立ち上がって話し合いをしてると思えます。やはりそういうことをやっていただければ、その1億円という造成費が要らなくなるというのは私ども市民の考えです。幾ら安くても借りた金3,000万円は返します。その3,000万円というのは私どもにとって高額な金額になります。市長が説明会等で何度か言われている苦渋の思いでとか、苦渋の選択ですという言葉は御自分の保身のためで、住民のための苦渋の選択ではないように私は思われてなりません。

次に行きます。（5）旧不燃物処理場のごみの処分と水質検査について伺います。①12月議会でも答弁いただきましたが、旧処分場の埋め立て済みのごみの処理について。掘り起こしの問題は課題として残っているとのことですが、旧処分場には安芸市の廃棄物が一般廃棄物、産業廃棄物を含め野積みされたままになっています。過去には水銀汚染等の問題も出ており、最近は特に

異常気象の影響で予想外の気候により地下に浸透した有害物質が大雨等で流出する可能性があります。黒瀬谷造成費に1億円もの大金を使うなら、旧処分場のごみ処理をするのが先決だと伊尾木住民は思っていますが、いかがなものか。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 お答えいたします。

12月議会でも前市長の議会での答弁を例えて私答弁させていただきましたが、やはり専門家を入れた中で検討していかなければならないというふうに考えております。掘り起こしをするということは、一定現在安定したごみを混ぜることにもなりかねないということで、どのようなことが想定されるか、また何年かかるか、経費はどのくらいかなど詳細な調査が必要ではないかというふうに考えております。以前の十数年前の資料を見ましたら、旧処分場については長くて約16年かかるというような試算が出ておりましたので、そこは専門家で計算したのかどうかわかりませんが、ちょっとやっぱりそういう専門家にも一度相談をしてみなければならぬというふうに考えております。以上です。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) そういう数字を出していただいて、専門家の方と検討していただいて、やはり納得のいく返事をいただかないと、あそこに実際に埋もれているわけですので。きれいなもんじゃないです。本当に有害物質が、昔ですのでほとんどのごみ、廃棄物が埋まっていますのでよろしくお願いします。

続きまして、旧処分場に建設されている浸出水処理施設について伺います。昨年より何度も施設の確認に行くも稼働しているように思えず、近くに畑のある住民の方に聞いても「稼働しているようには思えんが。」との返事。施設内は草が生え茂り、しばらくは人が入ったような形跡もなく、ことし1月に環境課の方に施設内の水質調査をしたいと申し出たその数日後、施設周辺はきれいに掃除され、ポンプの稼働する音もしていた。本当に常に汚染水の処理がなされているのか不安になります。市の水質報告も広報には掲載されていますが、一般市民が見て、何の数字が示されているかわかる人はいないと思います。不燃物埋設地を擁壁で囲っているが、一部石積みになっており、埋設地の有害物質を含む地下水が大雨等により流出することも考えられるが、その調査はしているか、またそういうときの対策はできているのか伺う。

その石積みの場所、ちょっと写真撮ってきましたが、見えますか。こういうふうになっています。ここ谷川が流れてます。だからこの上にごみの山があります。だから雨が降ってここから出る、私ら素人が考えてもここから水が出てくるんじゃないかという不安があります。

○尾原進一議長 環境課長。

○山崎孝志環境課長 お答えします。

旧処分場の浸出水は東山不燃物処理場浸出水処理施設で処理した後、実際稼働はしております、処理した後に放流しております。浸出水の水質検査につきましては、平成7年8月からの受け入れ休止から現在まで水素イオン濃度など7項目の検査を年4回、有害物質項目27項目、生活環境

項目 15 項目、計 42 項目を年 1 回、放流水につきましては 7 項目を年 4 回、42 項目を年 1 回、また下流域の地下水、河川水の検査も行っておりますが、いずれも基準値以内の検査結果となっており、検査結果から判断しますと水質は現在のところ問題ないと考えており、今後も水質検査を行っていきます。以上です。

○尾原進一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 15 分

再開 午後 4 時 21 分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番 山下裕議員。

○6 番(山下 裕議員) 今後、不燃物の水質とか水の例外な大雨とか、そういう降ったときの対策等も考えていただいて、見回りとかそういうことをよろしくお願いします。

続きまして 2 点目の公民館事業について。もうこれは遅くなりましたので項目を分けずにそのまま行きます。まず、公民館の主な事業はどういうものが示されているか、説明を伺います。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

公民館の事業がどのように示されているかということですが、社会教育法の中で市町村その他一定区域の住民のために実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の推進に寄与することを目的と規定されております。そしてその目的を達成するために、定期講座を開催する。討論会、講習会、講演会、展示会等を開催する。図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。体育、レクリエーション等に関する集会を開催する。各種団体、機関との連携を図る。その施設を住民の集会その他の公共的利用に供する。このような事業をおおむね行くと規定をされております。以上でございます。

○尾原進一議長 6 番 山下裕議員。

○6 番(山下 裕議員) 以下は活動指導員のいる館を対象にお聞きします。近年は事業内容が大幅にふえ、多種多様な事業をやらなくてはならない。私の認識する範囲では、地区社協の関係事業、地域自主防災会、開かれた学校づくり等、さまざまな分野で重要な役職を受け持たされ、横とのつながり、団体との関係で業務が非常に多忙になっています。公民館館長の勤務時間、勤務日数の規定を伺います。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

勤務時間、勤務日数の規定を申し上げます前に、少し公民館長及び活動指導員の身分について御説明をさせていただきます。本市の公民館館長及び活動指導員は非常勤としておりまして、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に該当いたします特別職に該当いたします。いわゆる非常勤の特別職ということになります。また、活動指導員は本市独自の制度としまして、公民館活動の一層

の振興を図るために市内 10 館の館長に公民館活動指導員を兼務していただいている状況でございます。

その公民館長、活動指導員兼務の方の勤務時間につきましては、活動指導員選任基準の中で週 20 時間と定め、曜日の指定等はございません。また勤務状況につきましては、地域の実情に即した勤務態勢をとるべく、一様ではございませんが午前 8 時 30 分から昼過ぎまでの勤務が多い状況でございます。以上でございます。

○尾原進一議長 6 番 山下裕議員。

○6 番(山下 裕議員) この勤務時間はその地区によって行事が多いときは全くあってないようなもので、ある館長に聞きましたら昨年は 150 時間勤務する月があったと聞いております。大体 1 カ月 80 時間から八十四、五時間だと思いますが、なかなか大変な業務になっておるみたいですね。

次に活動指導員が定年があると聞いておりますが、定年は何歳でしょうか。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

活動指導員の定年ということで、公民館長のほうには法で定められた定年というのはございません。活動指導員につきましては、先ほども申しましたが活動指導員選任基準の中で「委嘱年齢は 70 歳までとする。ただし後任の選任が困難な場合は引き続き委嘱することができる。」とのみ定めをしております。以上でございます。

○尾原進一議長 6 番 山下裕議員。

○6 番(山下 裕議員) 現在 70 歳以上の館長は何人いますか。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

在職の 16 公民館中 3 公民館の館長が 70 歳を超えております。以上です。

○尾原進一議長 6 番 山下裕議員。

○6 番(山下 裕議員) 多分、その 3 館は後継者がなかなか見つからないのが現状だと思います。そのことにつきまして、以前館長の報酬は市の職員とともに 1 度引き下げられています。職員は現在、元に戻り昇給もしているかと思われそうですが、館長は現状維持のままです。公民館は地域の重要な施設であり、館長はその運営を任されています。公民館活動を維持していくという点では少しでも待遇を改善していただき、再度報酬の検討もお願いしたいと思います。また、主事の報酬も少ないため館長の片腕となって活動してもらいたいが、なかなか頼みにくい現状であるとの館長の声も聞きます。そのことも含めて検討を伺います。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

安芸市緊急財政健全化計画に基づき、平成 16 年 3 月定例議会で先ほど議員がおっしゃいましたように特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例、この条例の中に報酬額が定め

られているわけですが、これが改正されまして、公民館長、主事の報酬額が月額5,000円から4,500円、公民館活動指導員が月額8万円から7万2,000円に改定をされております。御質問の改定前の額に戻せないかということでございますが、平成22年度に特別職報酬等審議会を開催した際に、あわせて特別職で非常勤の者の報酬額についても御検討をいただいております。現在の4,500円、7万2,000円は妥当である旨の答申をいただいております。このような経緯もございまして、公民館長の報酬額のみをもって改正前に戻すということはなかなかいたしかねますが、議員御指摘のとおり公民館長の職務が増加していることは承知するところでございますので、業務内容、各公民館との均衡、県内公民館の事例等を精査し現在の報酬額の妥当性について検討していきたいと考えております。以上でございます。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) よろしくをお願いします。

今現在、10館に活動指導員が置かれていますが、活動状況からして江川公民館は他の館と変わらないほどの活動をしており、活動指導員の館として扱ってよいのではないかと思います。いかがですか。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり江川公民館は文化推進、健康づくり推進、地域づくり推進、生きがい促進、青少年健全育成など多くの事業に取り組まれておりますので、公民館活動の一層の振興を図るためにも江川公民館への活動指導員を配置するよう前向きに検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○尾原進一議長 6番 山下裕議員。

○6番(山下 裕議員) よろしくをお願いします。

最後になりますが、伊尾木公民館は地区の避難所になっていますが、津波浸水域に建設されております。地元の要望としては、小学校の高台移転に伴い公民館とセットで高台移転を希望する声があるということを申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○尾原進一議長 以上で6番山下裕議員の一般質問は終結いたしました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度にとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって本日の一般質問はこの程度にとどめることとし、明日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後4時32分